

監査措置公告第6号

平成21年2月24日付け20監第51号で提出した平成20年度財政援助団体監査の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成20年度財政援助団体監査の結果に関する措置について

平成21年6月15日

東かがわ市監査委員 赤坂末夫

東かがわ市監査委員 池本信秀

東かがわ市監査委員 楠田敬

平成20年度財政援助団体監査結果に基づき講じた措置について

(社) 東かがわ市シルバー人材センター

監 査 結 果	講 じ た 措 置
<p>1 資金調達については、平成20年度下期に入り、金融機関からの借入ができないとして、理事個人からの借入で賄われていることは、事業運営上不適切と言わざるをえない。今後、事務規程の見直し等で、回収及び支払時期の改善を行い、不足資金の解消を図るとともに、資金調達方法について、安定した運営が行えるよう市と協議されたい。</p> <p>2 経理状況が随時チェックできるよう内部の管理体制を強化されたい。</p>	<p>1 会員就業配分金の支払日を、現状の15日から受注代金の回収後に支払ができるよう月末日への変更を行なった。支払日を変更することで、立替資金の必要性がなくなり、金融機関からの借入無しで、運営ができる体制を目指している。また、資金の早期回収のため、回収(請求)事務の効率化(都度請求書の発行)を図っている。補助金交付に関し、東かがわ市と協議のうえ、平成21年度は、年度当初の一括払を受けた。事業の財務状況の改善計画として</p> <p>(1) 職員2名減員により経費減少予定。</p> <p>(2) 平成20年度下期より、事務費率の改定(7%→9%)を行っており、約2,500千円の収入増を見込んでいる。</p> <p>(3) 管理経費の見直し等により一層の費用節減を図る。</p> <p>2 チェック体制強化のため、常務理事に東かがわ市市民部長が就任。(役員改選)システムソフト会社との協議、及び経理帳票の整理により管理方法を改善するよう努めている。</p>